

意見書案第4号

若者も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成29年6月29日

提出者 つくば市議会議員 橋本佳子

賛成者 つくば市議会議員 小森谷佐弥香

〃 木村清隆

〃 金子和雄

若者も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の 7 割を占め、約 6 割の高齢者世帯が年金収入のみで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金の支給は隔月となっていますが、毎月支給されることにより計画的な生活設計をすることができます。

また、新聞報道等によると年金支給開始年齢を 68 歳～70 歳に引き上げることが検討課題になっているとのことです。現在も年金支給開始年齢の引上げが進行していますが、年金支給開始年齢のさらなる引上げは引上げが行われる以降の世代にとって年金が支給されるまで無収入となる者も生じ、将来世代の生活に強く影響がでることが懸念されます。このことは若者の年金に対する不信を増長させ、年金制度への信頼が低下することにもつながります。

年金はそのほとんどが消費に回るため、年金支給開始年齢の引上げは地方経済と地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国においては若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、下記の事項について措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 年金の隔月支給を毎月支給に改めること。
- 2 年金支給開始年齢の引上げは実施しないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 29 日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣